

## 判例紹介 (事前調査がない場合に請求を棄却した判例)

事前調査を行っていないと訴訟となった場合に、原告の申し立てが全て認められてしまうのでしょうか？  
また、どのように反証(主張立証)すべきでしょうか？ 参考となる判例を紹介します。

### 【事案の概要】

〇〇県の鉄道立体交差事業において“事前調査を行っていない建物”の所有者から被害発生申し立てがあり訴訟となった事例。一審(奈良地裁)及び控訴審(大阪高等裁)ともに被害を認めず請求を棄却、上告審は不受理となった。

### 【原告の主張】

高架橋現場打ち基礎杭の施工時の振動により建物(鉄骨3階建事務所ビル)に壁のひび割れなどの被害が発生した。杭打ちの際に硬質な基盤層をチゼルハンマーで掘削した為大きな振動が発生し、この振動が基盤層を伝搬し建物杭を伝って建物を大きく振動させたために被害が発生した。請求額は修復費用等として625万円。

### 【被告側の立証】

完成した高架橋の列車振動を模擬振動源として、建物に伝搬する振動特性と建物内の増幅特性を測定した結果、振動源から建物基礎への伝搬は-43dB、基礎から上階への増幅は+2.6dBであり、原告の主張するような振動は生じていない(図-1)。

現場打ち杭の発生振動を試験施工や過去の実測データベースから工事中の最大値を想定して“建物に生じる振動と層間変形角”を試算しても損傷発生には至らない(図-2)。このため原告の主張する建物の損傷と本件工事との因果関係はない。

### 【裁判所の判断】

杭打ちに際してチゼルハンマーを使用した事実は認められないが、これに相当する発生振動量を想定しても建物に損傷が生じるとは認められない。過去の実測記録から振動レベルを推定する方法や、建物の増幅特性を調べて影響の程度を検討する方法はよく採用される方法であり、因果関係の検討としては妥当であることが認められ被告の立証は合理性を有する。

(一審)「全証拠によるも、本件工事の違法性や、本件杭工事や本件仮土留の工事の振動により、本件建物に本件損傷が生じたという客観的な因果関係の事実を認めるに足りない。」

(控訴審)「控訴人は本件建物について事前調査が行われていなかったことを指摘するけども、被控訴人らが、何らかの不当な意図をするなどして殊更に本件建物の工事における調査をしなかったような事情は窺われず、上記指摘が結論を左右するものではない。」

### 【この判例から参考となる知見】

- 事前調査のない場合でも、現況調査や有効な資料など客観的な情報の整理や検討から因果関係を立証する方法は有効であること。
- これらの調査検討結果が合理的であれば、事前調査が行われていないことが結論を左右するものではないこと。

この判例からわかる通り、一つの物証のみで判断されるのではなく“総合的にみて如何に主張が合理的であるか”です。裁判所の判断の際、「総合的に検討」「証拠及び弁論の全趣旨」との言葉がよく使われますが、“証拠”とは物証のみではなく立証出来る全ての情報であり、事前調査も単に一つの情報に過ぎません。

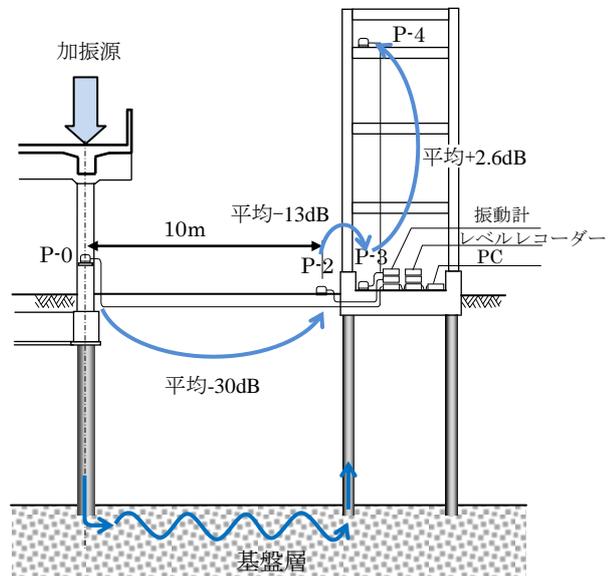


図-1 振動特性(伝搬特性)調査の結果

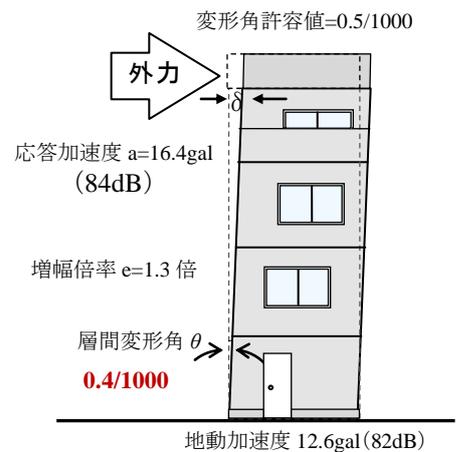


図-2 到達振動と建物の変形